

## 串間市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る方針

### I 方針策定の趣旨

この「串間市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を委託するにあたり、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 67 の 2 の規定に基づき、運営上の基本的な考え、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

### II 運営上の基本的視点

#### 1 公益性の視点

- (1) センターは、串間市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、串間市の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

#### 2 地域性の視点

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

#### 3 協働性の視点

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

### III センターで行う事業の実施方針

#### 1 串間市の地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮らせるための支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とQOL（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケア

システム」の考え方が重要視されている。この考え方に基づき、『第7次串間市高齢者保健福祉計画・第6期串間市介護保険事業計画』に基づき「地域包括ケアシステム」の構築をすすめるものとする。

## 2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。

地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこととする。

## 3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターの所長を中心として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えるものとする。その活動においては、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動することとする。

## 4 第1号介護予防支援事業の実施方針

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援する。また、高齢者自身が、地域で何らかの粹割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要である。

介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成するものとする。

## 5 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- (1) 日常的個別指導・相談 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うこととする。
- (2) 事例検討会・研修会の実施 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施することとする。
- (3) 支援困難事例等への指導・助言 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、

具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこととする。

- (4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員の ネットワークを活用することとする。

## 6 地域ケア会議の運営方針

- (1) センターは、地域ケア会議（自立支援型マネジメント）による、介護支援専門員へのケアマネジメント支援を通じて、介護保険制度の本旨に則ったケアマネジメントを行い、介護等の必要な高齢者が住み慣れた住まいで生活ができるようにすることとする。
- (2) 支援困難事例等が発生した際に開催する個別ケース会議においては、センターが主体となって市と協働で開催するものとし、センター職員の有する専門的な能力を発揮して地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり活動と支援体制の構築を図ることとする。

## 7 串間市との連携方針

串間市も地域住民の総合相談に応じつつ、センターと連携して、その活動をサポートしていくとともに、行政責任において適切に権限を行使して地域住民の保健福祉の促進を担うものとする。

## 8 公正・中立性確保のための方針

センターは、串間市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

## 9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であるとした方針

その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断されたものについては、方針とし掲げるものとする。

# IV 運営について

## 1 共通事項

### (1) 職員の職務

- ① センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。
- ② 各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。

- ③ 自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。
- (2) 職員の姿勢
  - ① センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努める。
  - ② センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち業務を遂行する。
  - ③ センター職員は、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。
  - ④ センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。
- (3) 職員の資質の向上
  - ① 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取組を積極的に行う。
  - ② 職員の専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。
- (4) 書類の整備
  - ① 実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。
  - ② 職員の変更等があった場合は、変更届出書を速やかに提出する。
  - ③ 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。
- (5) 苦情対応
  - ① センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに申間市長に報告する。
- (6) 緊急時の体制
  - ① センターの業務時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。
- (7) 個人情報の保護
  - ① 個人情報の保護に留意し、情報管理等を適切に行う。

## 2 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

- (1) 地域におけるネットワークの構築
  - ① センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。
  - ② ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、ネットワーク構築の重要性について、地域における様々な関係者に働きかけを行う。
  - ③ 地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連結機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するため、センターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。

- ④ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に広がるよう意識した活動に取り組む。
  - ⑤ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。
  - ⑥ サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。
- (2) 実態把握
- ① 地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
  - ② 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。
  - ③ 把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取組を行う。
- (3) 相談業務
- ① 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。
  - ② 関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努める。
  - ③ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。
  - ④ 認知症が関連する相談の場合には、状況に応じて認知症地域支援推進員又は認知症初期集中支援チームへ情報提供を行い、必要な連携を図りながら適切な対応を行う。
- (4) 困難事例
- ① 困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、串間市担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

### 3 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

#### (1) 権利擁護に関する啓発

- ① 権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

#### (2) 高齢者虐待への対応

- ① 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。
- ② 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「串間市高齢者虐待等マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、串間市担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

#### (3) 成年後見制度

- ① 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。
  - ② 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
  - ③ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がない場合等は申間市に報告し、市長申立てへつなげる。
- (4) 消費者被害防止
- ① 消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。
  - ② 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

#### 4 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第115条の45第2項第3号）

##### (1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ① 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ② 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。
- ③ 「地域ケア会議」を設置し、個別ケースの支援検討を通じ、支援の検証、地域課題分析、把握等を行い、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう包括的かつ継続的な支援を行う。

##### (2) 介護支援専門員に対する支援

- ① 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言、同行訪問等を行う。
- ② 地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ③ 地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- ④ 個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

##### (3) 事例検討会・研修会等の実施による支援

- ① 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。また、事例検討会、研修会等を開催する際には、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。
- ② 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

5 指定介護予防支援事業（法第8条の2第18項）及び第一号介護予防支援事業（法第115条の

45第1項第1号ニ（以下「指定介護予防支援事業等」という。）」

- (1) 包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、介護予防支援事業等（介護予防ケアマネジメント）を実施すること。
- (2) 指定介護予防支援事業等については「指定介護予防等支援の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）」及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインを遵守し、介護保険における要支援者及び総合事業対象者の一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努める。
- (3) 業務の一部委託については、公正・中立を確保し、県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識および能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者とする。また、適切な業務を実施するために、委託事業者を対象とした研修会を開催すること。なお、委託した場合は、サービス計画作成のためのアセスメント業務が適正に行われているか、評価が適切に実施されているか、責任をもって確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定するなど、地域包括支援センターが適切に関与すること。

附 則

この指針は、平成25年4月1日からの事業に適用する。

この指針は、平成27年4月1日からの事業に適用する。

この指針は、平成29年4月1日からの事業に適用する。